（東京大学名誉教授）
佐野　圭司

従四位に叙する
井上　政春

従七位に叙する（各通）（以上一月六日）
請川　好一
木下　隆雄

従四位に叙する（一月七日）
（愛知教育大学名誉教授）
寺澤　健次

正四位に叙する
平山　源藏

従六位に叙する（以上一月八日）
冨田　尊徳

従七位に叙する（一月九日）
細野　敏明

正六位に叙する（各通）（一月十日）

○叙勲

旭日双光章を授ける
佐藤　達巳

（徳島県海陽町議会議員）
白土　正

（北海道ニセコ町議会副議長）
仲村　輝雄

旭日単光章を授ける（各通）（以上二十二年十二月三十日）
山下　三郎

旭日双光章を授ける（二十二年十二月三十一日）
三船芳三良
石丸　五男

旭日双光章を授ける
竹村　清

旭日単光章を授ける（各通）（以上一月一日）
福田　一郎
米倉長之助

旭日双光章を授ける
一宮　春雄

旭日双光章を授ける
赤松　友一
矢野　勝男

瑞宝単光章を授ける（以上二十二年十二月三十日）
藤國　梅男

瑞宝小綬章を授ける（各通）
松本　忠雄

瑞宝双光章を授ける（各通）
上野　喜久

旭日単光章を授ける（以上一月二日）
松下　良勝

瑞宝小綬章を授ける
雨宮　喜一
西田　正美
正木　和廣
飯田　静男
片山　肇
末永　正敏
橋本　昇
渡邊　俊明

瑞宝単光章を授ける（各通）
後藤　隆司
本田　至誠
松井　宏文
潮田　博之
小林　忠男
出口　陽一

瑞宝双光章を授ける（各通）
伴野　太郎
前澤　純夫
山添　卓
大前小夜子
白鳥　昭三
長屋　正道
深澤　一

瑞宝双光章を授ける（一月六日）
安倍　強次
黒木　安弘
濱田　貞幸
有馬　良文
加藤　二郎
河野記久馬
佐々木福雄
中根　清
丸山　定昌
桒原　薫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月一日）
後藤　征一

瑞宝小綬章を授ける
（草津市公立学校長）
川越　博士
齊藤　修
高橋　正徵
中野　英明
（法務事務官）
福島　光夫
目黒　宏
山中　進
伊藤憲三郎
中山　虎一

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月二日）
北方　剛
中澤　和人

瑞宝双光章を授ける（各通）
小室　哲男

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月四日）
永長　久彦

瑞宝小綬章を授ける
先崎　勝

瑞宝双光章を授ける
赤星　實雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月五日）
松村　賢次

瑞宝双光章を授ける（一月六日）
木下　隆雄
飯干　政弘
黒澤　登
弓納持定夫
安藤　良一
菅家　道夫
小林　正
清水　新
那須　只義
八木　英仙
後藤　征一

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上一月一日）
中野　常治
高野　俊行
浅野亮太郎
荒川　達男
熊谷　芳子
佐藤　鐵雄
徳丸　勲
中村　和敏
三宅　實
森多　正直
中村　泉
照井　俊弘
福元　一郎
井上　政春

瑞宝小綬章を授ける（一月七日）
川田　春夫
土子　宏義
吉田　滋
大土井　弘
北村　要之
笹内　政明
進藤佐和夫
福島　滋夫
吉田　俊久
川本　浩
酒井　英夫
田中　全宏
松井　一正
本成　康浩
和田　猛
大井　忍
渡邉　芳子
今野　久
濱本　治幸
森川　茂夫
森口　康久
久彦
松村　賢次
井上　政春

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、二月四日スリランカ国の独立記念日につき、同月三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年2月7日

北陸地方整備局長　前川　秀和

区間	路線名	道路の種類
石川県石川郡野々市町堀内5丁目243番から同町三日市町180番4まで	157号	一般国道

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年2月7日

北陸地方整備局長　前川　秀和

区間	路線名	道路の種類
金沢市橋場町108番から同市橋場町12番2までの上り線 金沢市大手町338番2から同市尾張町1丁目47番までの下り線	159号	一般国道

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十三年二月七日

関東経済産業局長　照井　恵光

一　件名

1　日本瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款（南平台・初山地区）の変更の認可に係る公聴会

2　青梅ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日

1　前号1の事案　平成二十三年三月一日　午後二時から

2　前号2の事案　平成二十三年三月二日　午後二時から

三　場所

1　第一号1の事案　川崎市産業振興会館　第三研修室A室（神奈川県川崎市幸区堀川町六十六番地二十）

2　第一号2の事案　東青梅市民センター　第一会議室（東京都青梅市師岡町三丁目九―六）

四　事案の要旨

1　第一号1の事案　熱量変更費用に係る繰延資産の償却終了に伴う一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

2　第一号2の事案　原料費調整制度の導入及び購入ガスの価格体系変更に伴う一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

3　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）並びに第一号1の事案については日本瓦斯株式会社（東京都中央区八丁堀二丁目十番七号）及び日本瓦斯株式会社川崎営業所（神奈川県川崎市宮前区菅生三丁目三十四―一）、第一号2の事案については青梅ガス株式会社（東京都青梅市新町八丁目八番地の十三）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付す